

佐倉市補助金等交付基準

1 趣 旨

この基準は、市が行う補助金等の交付について、透明性と公平性を確保し、適正かつ効果的な施策の展開を図るため、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するもののほか、補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする。

2 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合に交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る節の区分（第15条関係）において、18節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付されるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済に係る給付等を除く。）をいう。

3 交付期間の期限

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるもの、債務負担行為等複数年で予算を設定した事業を除き、全ての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- （1）単年度補助以外の補助金等の交付期間は、4年を期限とする。
- （2）国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- （3）目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、補助を終了すること。

4 交付要件

(1) 共通基準

補助金等の交付に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断のため、次の基準を定める。

公益性	①	補助事業の内容が、住民の福祉の向上に寄与していること。
	②	市の施策目的に合致しており、高い必要性が認められること。
公平性	①	特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、他の団体や市民との間で公平性が保たれており、交付先に偏りがないこと。
	②	補助制度の内容や申請方法等の情報が、市民に周知されていること。
	③	補助金等の交付先の決定についてのプロセスが適正かつ公平であること。
有効性	①	補助金等の金額に見合った効果が見込まれること。
	②	補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために最適であること。
適格性	①	補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。
	②	補助金等の金額や補助率が補助対象経費に応じたもので妥当であること。

参考（地方自治法抜粋）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

（２）分類別交付基準

（１）共通基準に定めるもののほか、分類別の補助要件及び補助額は次に定めるところによるものとし、具体的な補助対象経費及び補助率その他必要な事項は、当該補助事業に係る補助金等の交付に関する要綱で定めなければならない（条例、規則等に定めがあるものを除く。）。

対象	区分	要件	補助額
団体	共通事項	会計処理及び補助金等の使途が適切であること。	—
		食糧費は事業に直接必要なものに限定し、要綱の中で具体例を定めること。	
	個別事項		
	交付金	補助金等の交付額については年度内に精算を行うこと。	所要額
	事業費補助金	補助金等の交付額については年度内に精算を行うこと。	補助対象経費の2分の1以内
	運営費補助金	補助金等の額が団体の決算における繰越金の額を超えないこと。	
個人	共通事項	市が単独で実施する事業で、かつ扶助費的性格が強いものに関しては、所得要件を設けること。	所要額
		資産形成につながるものは、以下の場合を除き補助しない。 ・災害対策、災害復旧及び福祉目的の場合 ・市の施策目的と合致している場合	補助対象経費の2分の1以内

【備考】

1. 国、県又はその他の法人等（以下「国等」という。）の事業として実施されるもので、当該国等が定める補助率の規定を準用する場合における補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
2. 上記のほか、2分の1を超える補助率を適用しなければ、補助目的が達成できない、又は十分な効果が得られないものは、2分の1を超えて設定することができる。

3. 事業の受益者（行政等の参加者を含む。）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていると認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。
4. 不特定多数に対して少額（概ね5万円未満）を交付する補助金等の場合は、この基準は、適用しない。

【用語の定義】

○団体に関するもの

- ・ 交付金：市の代行的な役割として事業を実施する団体に対する財政支援
- ・ 補助金：市との連携により実施するものに対する財政支援又は普及啓発等市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援
- ・ 事業費：補助対象となる団体が実施する事業（公益性があると認められる事業に限る）に要する経費
- ・ 運営費：補助対象となる団体の存在に公益性があり、かつその団体の財政基盤がぜい弱等である場合に、財政支援の対象となる団体の運営に必要な基礎的経費

○個人に関するもの

- ・ 扶助費的性格：社会保障又は災害復旧の性格を有する財政支援

（３）見直しの基準

条例、規則によるもの、債務負担行為等複数年で予算を設定した事業を除き、全ての補助金等に終期が設定されており、終期を迎えると一旦廃止になることから、継続的な補助金等の交付に際しては、「（１）共通基準」「（２）分類別交付基準」に加えて、以下の点に留意するものとする。

① （外的）均衡性

補助事業の対象経費、補助率、範囲及び限度額等が、他の自治体の同様な補助事業と比較して、著しく均衡を欠いていないか。

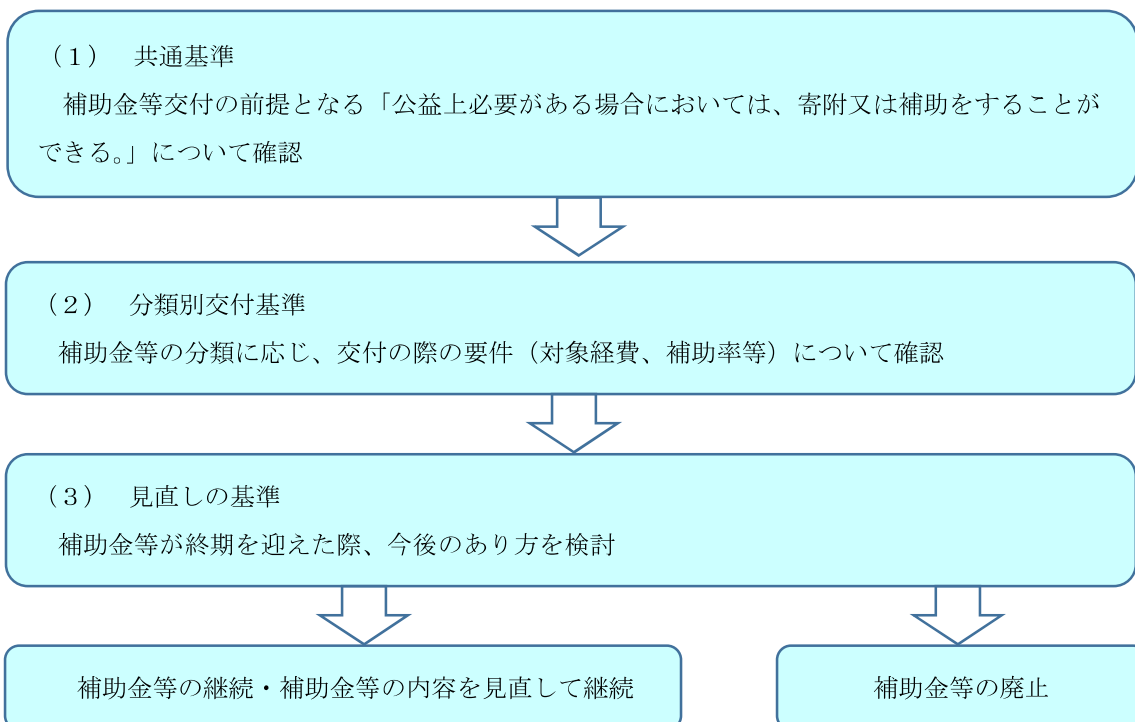
② 必要性

- ・社会的又は経済的な事情の変化に伴い、補助金等の当初の目的が失われたもの及び実情に合わなくなったものではないか。
- ・利用実績が乏しい補助金等は、市民や団体等からの明確なニーズがある、廃止した場合に多大な影響が生じる等、継続を必要とする明確な理由はあるか。

③ 運営費補助（５年を超えて継続するもの）

- ・団体の補助金への依存度が低く、自立性が確保されている状況ではないか。
団体の予算に占める補助金等の割合から勘案し、自立可能と判断できる場合は、原則廃止とすること。
- ・団体等が自立性を高めるための取組みを実施しているか。
- ・事業費補助への移行は検討したか。

イメージ：各基準の位置づけ



5 補助事業の管理

(1) 補助制度の周知

ホームページ等で補助金等のメニュー、内容、担当所属等の情報について、わかりやすく周知すること。

(2) 成果の検証

団体が補助金等の申請を行う場合、交付申請時、申請者に対し「目標とする活動値」「目標とする成果（可能な限り数値化したもの）」を申請書に明記するよう求めること。市が補助事業の評価を行う場合には、補助金等の支出を行った金額、件数等だけではなく、公益性の向上につながったかを検証していくよう努めること。

(3) 説明書・マニュアルの作成

申請者向けに補助金等の申請を行いやすくするための説明書・手引き等を作成し、職員向けに窓口対応マニュアル・事例集等の作成を行うこと。

(4) 補助事業の情報公開

補助事業に関する情報は、市政資料室において公開する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- 3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（20 佐財第 526 号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（22 佐財第 156 号）

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（23 佐財第 612 号）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（26 佐財第 421 号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（佐財第 358 号）

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 令和 2 年度の予算の査定等この基準を施行するために必要な行為は、この基準の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (佐財第 411 号)

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 令和 6 年度の予算の査定等この基準を施行するために必要な行為は、この基準の施行の日前においても行うことができる。